平成２９年（フ）第５００号
栃木県宇都宮市高砂町26番14号　リバーハイツ202、前住所栃木県足利市大沼田町615番地第２白百合寮202
債務者　鈴木モト子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６２号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目10番23号西川田コーポ201
債務者　大場あゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６５号
栃木県宇都宮市大和２丁目７番２号　県営大和住宅２号棟257号室
債務者　高木　克江
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７０号
栃木県小山市大字小薬310番地５、前住所栃木県栃木市今泉町１丁目13番８号
債務者　篠崎夕香里
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１２号
岡山県倉敷市下津井田之浦２丁目８番41号、旧住所岡山県倉敷市児島下の町４丁目９番13号レオパレスエーリ110
債務者　角崎　瑞季
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第４４１号
神奈川県小田原市本町３丁目11番20号303
破産者　株式会社エム・オージャパン
1　決定年月日　平成30年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６７号
群馬県藤岡市上落合159番地、商業登記記録上の本店所在地群馬県藤岡市上落合848番地の１
破産者　株式会社国際ユニパック
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２３号
群馬県高崎市西国分町285番地１
破産者　有限会社東上物産
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２９８号
千葉県佐倉市上志津1776番地12
破産者　アットホーム高島株式会社
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２９９号
千葉県佐倉市上志津1776番地12
破産者　高島　明美
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３１２号
神奈川県小田原市千代584番地の６
破産者　有限会社オザキ
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７１７号
京都府福知山市大江町字公庄小字下山258番地４
破産者　株式会社ＩＮＦＩＮＩＴＹ
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５１号
京都市伏見区平野町47番地
破産者　有限会社青井勉強堂
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
和歌山市園部1514番地の４
破産者　株式会社ＩＳＨＩＯ
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４１２号
鹿児島県いちき串木野市東島平町281、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県いちき串木野市下名6752番地23
破産者　有限会社林工業
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２４９号
横浜市中区福富町東通41
破産者　ＣＵＣ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１号
富山市東町１丁目５番８号
破産者　有限会社ジェネパ北陸
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２号
三重県松阪市飯南町粥見3401番地２
破産者　片岡　正人
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２８号
三重県名張市百合が丘東一番町86番地
破産者　株式会社フクタ
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部